

# 特別県営住宅入居者募集案内

入居申込書付き

## 《上尾シラコバト住宅》

2K・3K(福島県東京電力原子力事故による自主避難者向け)

3K(一般住宅(二人以上の世帯向け))

### 注意

- (1) この募集案内をよくお読みいただき、申込み団地の現地及び周辺環境をご確認の上、お申込みください。
- (2) 申込書の持参先は、募集住宅を所管する埼玉県住宅供給公社岩槻支所です。
- (3) 最近、公営住宅の申込みにあたり、公営住宅申込代行業と称するものによるトラブルが発生しています。埼玉県住宅供給公社は、これらのものとは無関係ですので注意してください。
- (4) 個人情報利用目的等についての同意書が必要となります。

募集住宅 12ページをご覧ください。

募集期間 先着順による受付で、定員に達し次第終了

埼 玉 県

埼玉県住宅供給公社

## 申込場所

埼玉県住宅供給公社 岩槻支所  
〒339-0007  
さいたま市岩槻区諏訪3-3  
電話 048-794-7146

### 受付時間

平日 8:30~17:15

# 岩槻支所



東武野田線「東岩槻駅」から徒歩13分

目 次 ページ

	申込みにあたっての注意	1
1	入居者募集のあらまし	2
2	申込み資格	4
3	収入基準	5
	入居世帯の収入月額の計算方法	7
4	入居資格審査	8
5	連帯保証人	10
6	敷金	10
7	入居説明会	10
8	家賃	10
9	共益費	10
10	駐車場	10
11	住宅の鍵	10
12	迷惑行為の禁止	11
13	入居後の手続き及び注意事項	11
14	個人情報の取り扱い	11
	募集住宅	12
	各申請書式	13
	申込書記入例	18
	申込書	20
	同意書	22

## 申込みにあたっての注意

本書をよくお読みのうえ、以下の点に注意してお申込みください。

- ① 申込資格や世帯の状況に合った種類の住宅を選択してください。
- ② 階数を指定して、申込みことはできません。
- ③ 次のような場合は失格となります
  - ・ 申込内容が虚偽であることが明らかになったとき。
  - ・ 申込後の住所及び電話番号の変更の連絡が埼玉県住宅供給公社へなかったため、埼玉県住宅供給公社から連絡（通知を含む）が取れなくなったとき。
  - ・ 資格審査において、指示された書類を指示された期日までに埼玉県住宅供給公社へ提出がなかったとき。
  - ・ 入居説明会を無断で欠席したとき。
  - ・ 入居承認書の交付を受け、決められた期日までに入居手続きを行わなかったとき
- ④ 個人情報利用目的についての同意書が必要となりますので、「個人情報の取り扱い」を必ずご確認ください、申込書と一緒に提出してください。

本書の中で記載している用語の意味等については、以下のとおりです。

親族・・・配偶者（婚約者及び内縁関係も含みます）及び1親等の親族

# 1 入居者募集のあらまし

## (1) 申込みから入居まで

### 申込み資格を確認する

特別県営住宅を申込みするためには一定の資格が必要です  
この案内の4ページ「申込み資格」をご覧ください。



### 申込書の記入及び入居資格審査書類を用意する

「特別県営住宅入居申込書」への記入は、記入例をよく見て、必要事項を漏れなく記入してください。  
記入漏れ、誤記入、読みとれない部分等があるときは、受付できない場合があります。  
添付していただく書類は、8ページの「入居資格審査」欄でよく確認していただき、漏れがないようにしてください。



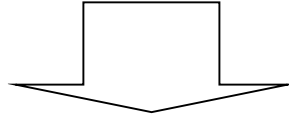
### 申込みを行う

申込は、「特別県営住宅入居申込書」と必要書類を添付して直接申込場所へ持参してください。  
申込場所は、埼玉県住宅供給公社岩槻支所です。  
(注) 不足書類等があった場合には、再度、申込場所へお越しいただくことがあります。



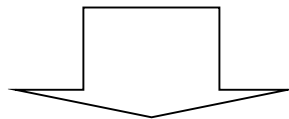
### 入居説明会のご案内

「入居資格審査」で合格となった方には、「入居説明会の通知」、「埼玉県県営住宅入居請け書」及び「敷金納付書」等を送付します。



### 連帯保証人を選定する 敷金を納入する

特別県営住宅へ入居するためには連帯保証人が1名必要です。「埼玉県県営住宅入居請け書」の連帯保証人及び本人欄に記名押印し、連帯保証人になられる方の「所得の証明書」及び「印鑑証明書」を預かってください。また、敷金を納付（県内に所在する金融機関）してください。

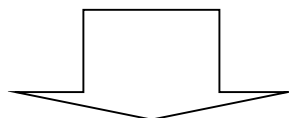


### 入居説明会

入居に際しての手続きや注意事項について説明します。

「埼玉県県営住宅入居請け書」、「連帯保証人の所得の証明書」、「連帯保証人の印鑑証明書」、「敷金納付書兼領収書」、その他指定された書類を提出していただいた方に「県営住宅入居承認書」を交付いたします。

（注）無断で欠席されますと、入居辞退者となります。



### 入 居

入居可能日から15日以内に入居していただきます。

家賃は入居可能日より発生します。引っ越した日からではありませんので注意してください。

入居を完了した日から10日以内に世帯全員が記載された移動後の住民票を提出していただきます。

## 2 申込み資格

申込みされる方は、資格として以下のすべての要件を備えていることが必要です。

- ① 親族からなる2人以上の世帯での申込みであること。  
なお、夫婦どちらか一方が子供と申し込む場合（DV被害者の方を除く）や親がいるにもかかわらず、兄弟姉妹、祖父母と孫だけで申し込むなど、社会通念上著しく不自然な世帯分離による申込みはできません。
- ② 入居しようとする世帯全員の収入の総額が、収入基準（5ページ）の範囲内であること。
- ③ 婚約者で申込みの場合は、入居を指定された日の前日までに入籍したことが確認できることが条件となります。
- ④ 内縁関係で申込の場合は、住民票で1年以上の同居が確認できることが条件となります。
- ⑤ 申込み時に埼玉県内に住所または勤務場所があること。
- ⑥ 申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- ⑦ 外国人にあつては、中長期の在留資格があること。
- ⑧ 県民税・市町村民税を滞納していないこと。
- ⑨ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅の家賃若しくは損害賠償金を滞納していないこと。
- ⑩ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

なお、自己所有（共有持分がある場合を含む）の住宅や地方公共団体、独立行政法人都市再生機構または地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅に居住している方は、「住宅に困窮」しているとは認められません。

ただし、以下の表のいずれかに該当する場合には、申込み出来る場合があります。

※「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方は別途ご相談ください。

### 公営住宅に居住している方

- ア 現に居住している住宅の除却が決定されている方
- イ 主たる収入を有する居住者の通勤時間が片道90分を超える方
- ウ 加齢、病気等による慢性的な機能障害により、階段の昇降等で日常生活に支障をきたしたことから、下層階等の住宅に申し込む方
- エ 特定用途住宅以外に居住している方が、特定用途住宅への申込み資格を備えたことにより、当該住宅に申し込む方
- オ 特定用途住宅に居住している方で、入居後、当該住宅への申込み資格がなくなったことにより、その他の住宅に申し込む方
- カ 入居後、世帯人数に変動があった場合、世帯人数に相応の住宅に申し込む方  
例) 3DKの住宅に2人で住んでいる世帯が、3Kに申し込む場合
- キ 埼玉県営住宅の期限付き住宅（5年・10年・借上げ）に入居中の方で、入居期限まで2年以内の方で収入超過者でない方及び家賃等の滞納のない方

### 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、住宅供給公社賃貸住宅に居住している方

- ア 入居後、収入の変動によって県営住宅申込の収入基準に該当し、家賃の負担率が、その税込収入の25%以上である方
- イ 建替事業による家賃の負担率が、その税込収入の20%以上である方
- ウ 上記の公営住宅の場合のア～カのいずれかに該当する方

※子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者は、①②の資格は適用しません。詳しくは別途ご相談ください。

### 3 収入基準

入居の資格要件としては、その世帯が特別県営住宅の種類に応じた収入基準の範囲内にあることが必要な資格要件とされておりますが、その基準及び計算方法は次のとおりです。  
収入月額（基準）

住宅の種類	区 分		収入月額
特別 県営住宅	甲1	2、4～8、11～17、30号棟	109,801円 から 214,000円
	甲2	1、9、18、19、25～28号棟	111,601円 から 214,000円
	乙1	10、29、31号棟	104,101円 から 214,000円
	乙2	23号棟	105,301円 から 214,000円

計算の根拠となる各証明書の例を3つ記載しますので、この例に従って収入月額を計算してください。

#### 例1

##### 源泉徴収票 給与所得の方

平成〇〇年分 給与所得の源泉徴収票							
支払 を 受 け る 者	住所 又は 居所 埼玉県さいたま市浦和区仲町 3-12-10			(受給者番号) 0000451			
				氏名 (フリガナ) サイタマ タロウ			
				埼玉 太郎			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
給料・賞与	6,000,000 円	4,260,000 円	2,632,600 円	130,100 円			
控除配偶者の有 無等	配偶者特 別	扶養親族の数(配偶者除く)	障害者の数	社会保険 料	生命保険 料	損害保険 料	住宅借入
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この金額が年間所得金額です この金額を7ページの(A) 世帯の年間所得金額の欄に入れます</p> </div>							



## 例2 源泉徴収票 年金の方

平成〇〇年分 公的年金等の源泉徴収票			
支払 を受け る者	住所	埼玉県さいたま市浦和区仲町 3-12-10	
	氏名	埼玉 太郎	
種別	支払金額	源泉徴収税額	
年金	1,000,000 円		
扶養親族等の 申告書の提出	本人	控除対象配偶者の有無等	

この金額がその年の年金額です  
この金額を7ページ、  
イ、年金所得の⑧の矢印が  
示す表に当てはめ、所得金  
額を算出してください。

公的年金の計算は年齢と年金額によって異なります。65歳以上とあるのは、その年の12月31日に65歳である方のことです。

## 例3 確定申告書 事業所得の方

所得金額	事業 営業等	①																		
	事業 農業	②																		
	不動産	③																		
	利子	④																		
	配当	⑤																		
	給与	⑥																		
	雑	⑦																		
	総合譲渡・一時 ⑦+((③+④)×1/2)	⑧																		
	合計	⑨																		

確定申告書の「合計⑨」の金額が所得金額です。これを7ページの(A)世帯の年間所得金額の欄に入れます。

妻を事業専従者に行っている場合、事業専従者の収入は給与収入となるので、7ページの所得金額の算出方法に従い、確定申告書の「合計⑨」欄の金額と合算して、世帯の年間所得額として下さい。ここから親族控除、特別控除を差し引いて、12で割った金額が収入月額となります。

入居世帯の収入月額の計算方法

次の **1** **2** の矢印に従って計算すれば収入月額が算出できます。収入月額の計算方法は以下のとおりです。

1. 年間収入金額－所得控除＝年間所得金額    2. (年間所得金額－一般・特別控除) ÷ 12＝収入月額

手順

1. 申込者の世帯の総収入が下の表の区分番号①～⑧のどれに該当するか確認してください。  
2. 次に、それぞれの計算方法に従って、月額所得金額を算出してください。

**1** 世帯全員の年間所得金額を計算します。①～⑧の、どこに該当しますか？

- 注) ア. 家族全員の収入を、それぞれ個別に計算し、合計してください。  
イ. 1人で給与と年金の2種類以上収入がある場合は、それぞれ個別に計算し、合計してください。  
ウ. 1人で二箇所以上の収入がある方は、それぞれの収入の推定年収を計算し、合計してから所得計算してください

**ア. 給与・事業所得**

① 給与所得	源泉徴収票では「支払金額」ではなく「所得控除後の金額」が年間所得金額です。 市長村役所発行の所得証明書では「給与収入」ではなく「所得金額」が年間所得金額です。
② 事業所得	確定申告書の所得金額の合計が年間所得金額に当たります。
③ パート・アルバイト	税込みの総収入から交通費を差し引いた金額から年間所得金額を算出します。
④ 昨年1月2日以降に就職または転職した場合	勤続月数から推定年間収入金額を算出 $\frac{\text{収入金額}-\text{賞与}}{\text{勤続月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間収入}$
⑤ 就職したばかりで、まだ1ヶ月分の給料が支給されていない場合	基本給、家族手当、住宅手当等固定的給与を12倍する $\text{時給} \times \text{時間} \times \text{日数} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$
⑥ 昨年1月2日以降に事業または営業を開始した場合	事業を営んだ月数の総収入金額から推定年間所得金額を算出 $\frac{\text{総収入金額}-\text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 = \text{推定年間所得}$

**イ. 年金所得**

⑦ 遺族年金、障害者年等 非課税とされる年金	→ 0円
⑧ 国民年金、厚生年金 公務員共済年金等	

年間収入金額の端数整理

1,618,999円以下は端数整理しない。
1,619,000円以上1,619,999円以下は1,619,000円
1,620,000円以上1,621,999円以下は1,620,000円
1,622,000円以上1,623,999円以下は1,622,000円
1,624,000円以上6,599,999円以下は次のように整理する。 金額を4,000で除して小数点以下を切り捨て、これに4,000を乗じる。 (例) $2,131,987 \div 4,000 = 532.9967$ → $532 \times 4,000 = 2,128,000$
6,600,000円以上は端数整理しない。

年間収入金額	年間所得金額
650,999円以下	0
651,000円以上 1,628,000円未満	年間収入金額－650,000
1,628,000円以上 1,800,000円未満	端数整理後の年間収入金額×0.6
1,800,000円以上 3,600,000円未満	端数整理後の年間収入金額×0.7-180,000
3,600,000円以上 6,600,000円未満	端数整理後の年間収入金額×0.8-540,000
6,600,000円以上 10,000,000円未満	端数整理後の年間収入金額×0.9-1,200,000

その年の年金額	年間所得金額
1,200,000円まで	0
1,200,001円から 3,299,999円まで	年金額-1,200,000
3,300,000円から 4,099,999円まで	年金額×0.75 -375,000
4,100,000円から 7,699,999円まで	年金額×0.85 -785,000
7,700,000円まで	0
7,700,001円から 1,299,999円まで	年金額-700,000
1,300,000円から 4,099,999円まで	年金額×0.75 -375,000
4,100,000円から 7,699,999円まで	年金額×0.85 -785,000

(A) 世帯の年間所得金額

本人の所得金額	+	家族の所得金額
---------	---	---------

－ (B) 一般控除額

－ (C) 特別控除額

= (D) 控除後の世帯所得

÷ 12 = (E) 世帯の収入月額

**2** 前項で算出した(A)世帯の年間所得金額から、(B)の一般控除、そして世帯状況に合わせて(C)の特別控除を差し引き、収入月額を算出します。

- 注意 1. 一般控除は、すべての世帯にあてはなりません。(収入のある配偶者や親族も対象となります。)  
2. 特別控除は、該当する人が入居予定者(遠隔地扶養親族も含む)にいる場合のみあてはまります。

(B)一般控除

控除の種類	控除額	控除の対象となる方	備考
一般控除 (親族控除)	1人につき <b>38万円</b>	入居しようとする親族(本人を除く)及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人。*遠隔地扶養とは所得税法に基づいた扶養親族であり、仕送りしているだけでは該当しません。	収入の有無にかかわらず控除されます。

(入所世帯人数) 名 - (申込本人) 1名 + (同居していないが遠隔地扶養している親族) 名 × 38万円 = (一般控除額)

(C)特別控除

控除の種類	控除の対象者	控除金額
老人扶養	扶養親族のうち年齢70歳以上の人	100,000円×人= 円
特定扶養親族	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	250,000円×人= 円
障害者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア 児童相談所などから中度・軽度の知的障害者と判定された人 イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2、3級の人 ウ 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第四項症から第五款症までの人 オ 年齢65歳以上で障害の程度がア、ウと同程度であることの認定書を、福祉事務所長から交付されている人	270,000円×人 = 円 *同一人物で障害者控除と特別障害者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象
特別障害者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア 心神喪失の常況にある人 イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 ウ 児童相談所などから重度の知的障害者と判定された人 エ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 キ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症から第三項症までの人 カ 原子爆弾被爆者のうち厚生大臣の認定を受けている人 ク 年齢65歳以上で、障害の程度がア、ウ、エと同程度であることの認定書を福祉事務所長から交付されている人 ク 常に就床を要し複雑な介護を要する人	400,000円×人 = 円 *同一人物で障害者控除と特別障害者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象
寡婦	所得者本人で ア 夫と死別してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で500万円以下の所得の人 イ 夫と死別し又は離婚してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で扶養親族のある人	(所得額が27万円未満の場合は当該所得額) 270,000円×人 = 円
寡夫	所得者本人で妻と死別し若しくは離婚した後婚姻していない人または妻の生死が不明な人で、現に生計を一にする子(所得金額が基礎控除額以下の者)で他の者の控除対象配偶者または扶養親族でない者)を有し500万円以下の所得の人	(所得額が27万円未満の場合は当該所得額) 270,000円×人 = 円

## 4 入居資格審査（審査時には印鑑を持参してください）

申込書に添付する書類は次のとおりです。

なお、市区町村長が発行する書類は、3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

### (1) 全員の方に必ず提出していただく書類

**注意（申し込み月によって提出書類は変わります）**

書類の種類	書 類 の 内 容
世帯全員の 住 民 票	<b>世帯全員で、続柄の記載のあるもの</b>
所得の 証明書	<b>給与所得者</b> <b>6月から12月の間に申込む場合</b> 総収入額が記載された前年分の所得証明書又は課税証明書 ★市区町村長が発行したもの <hr/> <b>1月から5月の間に申込む場合</b> ア：前々年分の所得証明書又は課税証明書 ★市区町村長が発行したもの イ：前年分の源泉徴収票（代表者印のあるもの） ※ ア・イ両方の書類が必要です。
	<b>年金受給者</b> <b>6月から12月の間に申込む場合</b> 総収入額が記載された前年分の所得証明書又は課税証明書 ★市区町村長が発行したもの <hr/> <b>1月から5月の間に申込む場合</b> ア：前々年分の所得証明書又は課税証明書 ★市区町村長が発行したもの イ：前年分の事業収支明細書（確定申告後であれば税務署の受付印のある確定申告書の写し） ※ ア・イ両方の書類が必要です。
	<b>事業所得者</b> <b>6月から12月の間に申込む場合</b> 総収入額が記載された前年分の所得証明書又は課税証明書 ★市区町村長が発行したもの <hr/> <b>1月から5月の間に申込む場合</b> ア：前々年分の所得証明書又は課税証明書 ★市区町村長が発行したもの イ：前年分の事業収支明細書（確定申告後であれば税務署の受付印のある確定申告書の写し） ※ ア・イ両方の書類が必要です。
	<b>所得のない方</b> <b>6月から12月の間に申込む場合</b> 総収入額が記載された前年分の所得証明書又は非課税証明書 ★市区町村長が発行したもの <hr/> <b>1月から5月の間に申込む場合</b> 総収入額が記載された前々年分の所得証明書又は非課税証明書 ★市区町村長が発行したもの
現在の住んでいる住宅の証明書の種類	次のア又はイのいずれかの書類 <b>ア アパート（民営借家等）に住んでいる方</b> 賃貸借契約書全ページの写し ※ 社宅等で賃貸借契約書が無い場合は、貸主との賃借証明を提出していただきます。 <b>イ 親族等の家に住んでいる方</b> 所有権の記載のある家屋の固定資産評価証明書 ★市区町村長が発行したもの ※ 共有名義の場合は、共有者すべてが分かるもの
県民税・市町村民税を滞納していないことの証明書の種類	直近年度分の県民税・市町村民税の納税証明書（又は、非課税証明書） ★市区町村長が発行したもの ※ 分納中など滞っている県民税・市町村民税がある場合は、入居が認められません。 ※ 中学生以下の方を除いて入居される方全員必要です。

（注）所得に関する書類は、中学生以下の方を除いて全員必要です。  
前年は義務教育中であった方も、書類は必要です。

※子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者は、所得の証明書は必要ありません。

※子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者は、別途書類が必要になる場合があります。

(2) 該当する方のみ提出していただく書類

区 分	書 類 名 称
母子(父子)世帯	戸籍謄本(親子別戸籍の場合は双方のものが必要)
配偶者のいない成人	戸籍謄本(配偶者がいないことを確認するため)
寡婦(寡夫)控除に該当する方	戸籍謄本(配偶者の死亡等が確認できるもの)
事実上婚姻が解消した世帯	戸籍謄本 1年以上別居している事が確認できる双方の住民票又は、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書
内縁関係に該当する方	それぞれの戸籍謄本と内縁関係申立書(用紙は16ページ) 1年以上同居していることが確認できる、世帯全員の続柄記載の住民票
同居予定者が現在別世帯の場合	戸籍謄本(続柄を確認するため)
障害者の認定を受けている方	身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写しまたは精神障害の障害年金給付の証明書、みどりの手帳(療育手帳)の写し、戦傷病者手帳の写し等、難病患者等の場合は市町村が交付する障害福祉サービス受給者証または地域相談支援受給者証等の写し
前年1月2日以降に現在の職場に就職した方	給与支払証明書(用紙は13ページ)
前年1月2日以降に自営業を開業した方	税務署長に提出した開業届の控 事業所得等収支明細書(用紙は14ページ)
前年1月2日以降に退職し現在無職の方	雇用保険受給資格者証の写し又は退職証明書(勤務先の代表者等が証明したもの)(用紙は15ページ)
前々年11月以降に、新たに年金の受給権を取得した方	年金証書及び年金支払通知書の写し
日本国籍のない方	住民票(世帯全員で、続柄の記載のあるもの) 在留カードまたは特別永住者証明書(カード)表裏の写し ※みなし期間により在留カード等の交付を受けていない方は外国人登録証明書(カード)表裏の写し ※世帯の中で、カードの交付を受けている方は全員分が必要となります。
現在婚約中の方	婚約の証明書(用紙は17ページ) 住民票・住んで居る所の証明書等は、両者のものが必要 ※入居可能日の前日までに入籍したことが確認できることが条件となります。
県外居住者で県内に勤務場所のある方	在職証明書 (勤務先の代表者等が証明したもの)
DV被害者世帯	次のいずれかの書類 ・ 婦人相談センター所長の証明(入所の証明) ・ 母子生活支援施設の長の証明(入所の証明) ・ 裁判所が決定した保護決定書の写し
子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者世帯	居住実績証明書(避難元市町村発行)

※申込み世帯の状況によっては上記以外の書類の提出を求めることがあります

※持参していただく書類は「入居資格審査」時点の内容を証明していただく書類です

## 5 連帯保証人

入居の際には、原則として、1名の連帯保証人が必要となります。  
なお、連帯保証人になられる方から、印鑑証明書および所得の証明書を提出していただくことになります。

## 6 敷金

家賃の2ヶ月分を入居説明会までに納入していただきます。

## 7 入居説明会

入居説明会では入居承認を受けるために必要な「埼玉県県営住宅入居請け書」「敷金納入領収書」等を提出していただきます。

入居中の注意事項、修繕の負担区分及び駐車場等について説明をしますので、必ず出席してください。

なお、欠席された方は入居辞退者となります。(当日出席できない場合は埼玉県住宅供給公社岩槻支所まで連絡してください。)

当日、下記の書類を確認した後、当公社から「埼玉県県営住宅入居承認書」を交付します。

- ・必要事項を記載（連帯保証人欄も同様）した「埼玉県県営住宅入居請け書」
- ・連帯保証人の印鑑証明および所得の証明書
- ・敷金（家賃の2ヶ月分）を納入した領収書

## 8 家賃

- ・家賃は引越し日にかかわらず、入居可能日より発生いたします。
- ・お支払いは原則として、口座振替となります。
- ・入居後、世帯の収入によっては、家賃の減免を受けることができます。

## 9 共益費

街路灯、廊下灯、給水施設及び浄化槽、エレベーターなどの共同施設の費用は「共益費」として団地自治会にお支払いいただきます。

なお、負担額は団地自治会役員の方から説明を受けてください。

## 10 駐車場

駐車場（有料）は設置されています。ただし満車の場合は空き次第連絡をさせていただきますので、登録をしていただき順番をお待ちいただくか、ご自身で民間駐車場を探していただきます。

## 11 住宅の鍵

鍵は、管理連絡員から『入居可能日』に受け取っていただきます。なお、鍵の本数は3本となります。

## 1 2 迷惑行為の禁止

犬、猫等の飼育など、他の入居者に迷惑を及ぼす行為をした場合は、条例等の規定により住宅を退去していただきます。

## 1 3 入居後の手続き及び注意事項

入居した日から10日以内に、入居完了届と特別県営住宅へ移動した住民票の写しを必ず提出していただきます。

## 1 4 個人情報の取り扱い

埼玉県住宅供給公社がおお客様の個人情報をお預かりする場合は、下記利用目的等の通知又は公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。

また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報は、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

### 記

#### 1. 個人情報の利用目的

- ① 県営住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ② 各種情報、及び連絡事項のご連絡のご案内
- ③ 各種アンケートのお願い
- ④ 調査・統計資料の作成
- ⑤ その他住宅等の管理上必要な場合

#### 2. 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

#### 3. 個人情報の第三者提供

当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

#### 4. 個人情報の預託

当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

#### 5. 個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き

当公社は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。

なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

個人情報問合せ・相談窓口

T E L 048-829-2863

F A X 048-824-3786

メールアドレス [privacy@saijk.or.jp](mailto:privacy@saijk.or.jp)

個人情報保護管理責任者 事務局長

代表者 理事長 前田 一彦

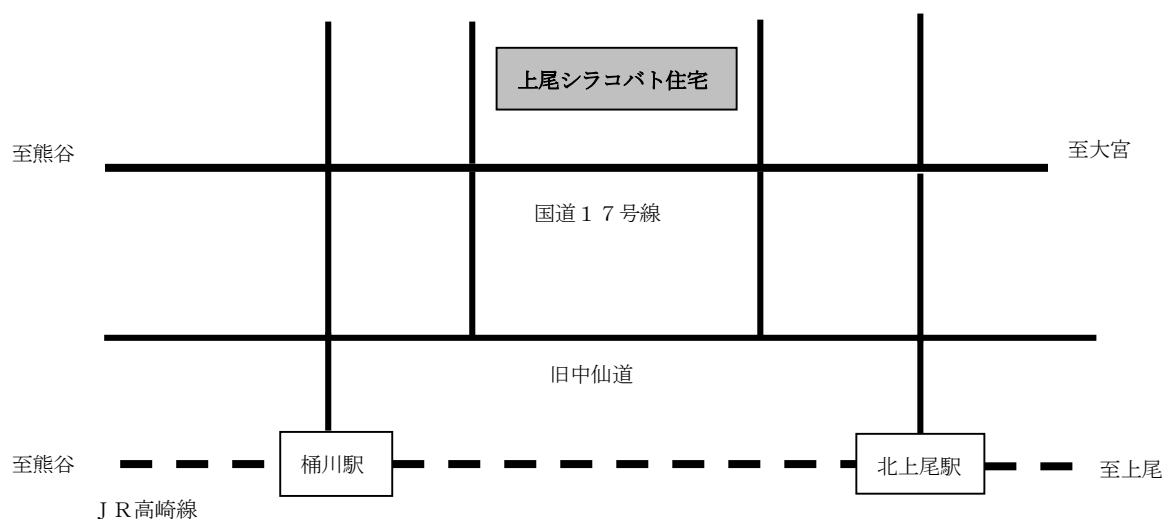
## 募集住宅

住宅名 上尾シラコバト住宅  
 所在地 上尾市上334他  
 交通機関 JR高崎線北上尾駅 徒歩16分  
 建設年度 昭和42年～43年  
 建物階数 5階建て  
 駐車場 有 (5, 140円/月) ※2台目貸可

No.	区分(間取り)	住宅 番号	EV	浴槽	ガス	家賃(円) (予定)	世帯人数	備考
1	甲1:3K (6,4.5,4.5,K)	219011	無	有	都市	36,600	2人以上	一般住宅 自主避難者向け
2	甲2:3K (6,4.5,4.5,K)	219012	無	有	都市	37,200	2人以上	一般住宅 自主避難者向け
3	乙1:3K (6,4.5,4.5,K)	219013	無	有	都市	34,700	2人以上	一般住宅 自主避難者向け
4	乙2:3K (6,4.5,4.5,K)	219014	無	有	都市	35,100	2人以上	一般住宅 自主避難者向け
5	丙1:2K (4.5,6,K)	219015	無	有	都市	33,100	1人以上	自主避難者向け
6	丙2:2K (4.5,6,K)	219016	無	有	都市	33,800	1人以上	自主避難者向け

EV:エレベーターの略

## 案内図



《お問い合わせ先》  
 埼玉県住宅供給公社 公営住宅部 岩槻支所 048-794-7146

※これは、前年1月2日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。

## 給 与 支 払 証 明 書

氏 名		採用年 月 日	平成 年 月 日	職種		扶養親族	人
-----	--	------------	----------	----	--	------	---

年 月	基 本 給	賞 与	時間外勤務手当	その他の手当	月 計
平成 年 月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合 計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

平成 年 月 日

所在地

給与支払者

電 話

及び代表者氏名

印

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

●記載上の注意……給与支払者様へ

- ア 直近の支給からさかのぼった1年間（勤務が1年に満たない場合は、その該当月だけ）を記入してください。（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）
- イ 就職後1ヶ月に満たない場合は、今後1年間の推定年間給与合計を算出してください。
- ウ 記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に転記してください。
- エ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- オ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- カ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。



※前年1月2日以降に、自営業を開業した方に提出していただくものです。

事業所得等収支明細書

平成 年 月 日

1 氏 名 印

住 所 電話番号

3 事業開始年月日 平成 年 月 日

2 業 種 名

4 事業期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

事業所名称

事業所所在地 電話番号

5 月別収支内訳

区分	月数	平成 年												合 計
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
収入の部														
	計													
支出の部														
	計													
差引														

※ この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。

※ さかのぼって1年間（1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。

※ これは、前年1月2日以降に退職し、現在無職の方に提出していただくものです。

## 退職証明書

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は、平成 年 月 日付けで退職した  
ことを証明します。

平成 年 月 日

証 明 者 住所 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

※ 内縁関係に該当される方に提出していただくものです。

## 内縁関係申立書

私達は、平成 年 月 日頃から内縁関係にあることを申し立てます。

平成 年 月 日

申 立 者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

※ 現在婚約中の方に提出していただくものです。  
様式第7号（第23条関係）

## 婚 約 の 証 明 書

申込者	住所 _____
	氏名 _____ ⑩
婚約者	住所 _____
	氏名 _____ ⑩

上記兩名は、平成 年 月 日婚約成立し  
平成 年 月 日入籍予定であることを証します。

平成 年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

証明する者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

- (注)
- ・入居可能日の前日までに入籍したことが確認できることが条件となります。
  - ・証明する者欄には第三者の方の署名が必要です。

# 申込書記入例

(あて先)

特別県営住宅入居申込書

埼玉県住宅供給公社 理事長

平成 30 年 7 月 1 日

特別県営住宅への入居の承認を受けたいので、別記(裏面)の事項を承知の上、埼玉県特別県営住宅条例第8条第1項において準用する埼玉県県営住宅条例第8条の規定により次のとおり申込みます。

申込者	<b>埼玉 太郎</b>	
住所	〒330-0064 <b>埼玉県さいたま市浦和区仲町 3-12-10</b> 電話番号 048-829-2875	
勤務先	名称	<b>埼玉商事(株)大宮支店</b>
	所在地	〒330-0001 <b>埼玉県さいたま市見沼区卸町 7-465</b> 電話番号 048-825-1822

現に同居し、又は同居しようとする親族	続柄	フリガナ	性別	生年月日				年齢	
		氏名		年号	年	月	日	職業	
	本人	サイタマ タロウ	埼玉 太郎	男	明大	42	06	14	51
		会社員							
	妻	サイタマ ハナコ	埼玉 花子	女	明大	44	01	29	49
		主婦							
	子	サイタマ カズオ	埼玉 和男	男	明大	08	08	10	21
		大学生							
	子	サイタマ エミコ	埼玉 恵美子	女	明大	10	04	17	20
		高校生							
				男	明大				
				女	昭平				
				男	明大				
				女	昭平				
			男	明大					
			女	昭平					
入居を希望する	県営住宅名	間取り	住宅番号						
県営住宅名	<b>上層シラコバト住宅</b>	<b>民活リバージョン住宅</b>							

(裏面)

別記

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。

また、入居の承認を受けた後に、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。

(あて先)

特別県営住宅入居申込書

埼玉県住宅供給公社 理事長

平成 年 月 日

特別県営住宅への入居の承認を受けたいので、別記(裏面)の事項を承知の上、埼玉県特別県営住宅条例第8条第1項において準用する埼玉県営住宅条例第8条の規定により次のとおり申込みます。

申込者		
住所	〒  電話番号	
勤務先	名称	
	所在地	〒  電話番号

	続柄	フリガナ	性別	生年月日				年齢
		氏名		年号	年	月	日	職業
現に同居し、又は同居しようとする親族	本人		男・女	明大				
				昭平				
			男・女	明大				
				昭平				
			男・女	明大				
				昭平				
			男・女	明大				
				昭平				
		男・女	明大					
			昭平					

入居を希望する 県営住宅名	県営住宅名	間取り	住宅番号			
	上尾シラコバト住宅					

(裏面)

別記

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。

また、入居の承認を受けた後に、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。



# 同意書

埼玉県住宅供給公社がおお客様の個人情報をお預かりする場合は、利用目的等の通知または公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。

また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報につきましても、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

については、下記事項をご確認いただき、同意の証として住所・氏名欄に記入・押印くださる様、お願いいたします。

## 記

### 1. 個人情報の利用目的

- ① 県営住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ② 各種情報、及び連絡事項のご連絡のご案内
- ③ 各種アンケートのお願い
- ④ 調査・統計資料の作成
- ⑤ その他住宅等の管理上必要な場合

### 2. 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

### 3. 個人情報の第三者提供

当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

### 4. 個人情報の預託

当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

### 5. 個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き

当公社は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。

なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

私が提供する個人情報の利用目的等の上記事項について、確認しました。ついては、その利用目的等について同意します。

平成 年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社理事長

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口

個人情報問合せ・相談窓口

TEL 048-829-2863

FAX 048-824-3786

メールアドレス [privacy@saijk.or.jp](mailto:privacy@saijk.or.jp)